

参考資料

みよし市固定資産評価審査委員会条例	1
みよし市固定資産評価審査委員会規程	5
地方税法（抜粋）	7
行政不服審査法（抜粋）	13



○みよし市固定資産評価審査委員会条例

昭和26年10月31日

第1節 総則

(この条例の目的)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第436条の規定に基づき、固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）の審査の手続記録の保存その他審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2節 委員長及び書記

(委員長)

第2条 委員会は、委員長を置く。

- 2 委員会は、委員のうちから委員長を選挙しなければならない。
- 3 委員長は、この条例及び固定資産評価審査委員会規程の定めるところによってその職務を行う。
- 4 委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合においては、委員長のあらかじめ指定する委員が、その職務を行う。
- 5 委員長の任期は、1年とする。但し、再任することを妨げない。

(書記)

第3条 委員会に書記1人を置く。

- 2 書記は、市職員のうちから、市長の同意を得て、委員長が任命する。
- 3 書記は、委員長の指揮を受けて、調書を作成し、及び委員会の庶務を処理する。

第3節 審査の申出

(審査の申出)

第4条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に提出しなければならない。

- 2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (2) 審査の申出に係る処分の内容
 - (3) 審査の申出の趣旨及び理由
 - (4) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨
 - (5) 審査の申出の年月日
- 3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。

- 4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財團であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは、総代、代理人によって審査の申出をするときは、代理人）が押印しなければならない。
- 4 審査申出人は、審査申出書（添付書類を含む。）の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに、当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。
- 5 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

（審査申出書の受理及び却下）

- 第5条 委員会は、審査申出書が提出された場合においては、速やかに、その記載事項、提出期限その他の事項について調査をしなければならない。
- 2 委員会は、前項の調査の結果、審査申出書がその提出期限内に提出されたものであり、且つ、適法な方式を備えているものである場合においては、これを受理しなければならない。
- 3 委員会は、第1項の調査の結果、審査申出書の記載事項に欠陥がある場合においては、5日以内の期間を定めて、審査申出人にその欠陥を補正させなければならない。
- 4 委員会は、審査申出書を受理した場合においてはその旨を市長に、却下した場合においてはその旨を審査申出人に、それぞれ、通知しなければならない。

第4節 審査の手続

（書面審理）

- 第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。
- 2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対し、その副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。
- 3 審査申出人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合においては、委員会が定めた期間内にこれを提出しなければならない。
- 4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

（審査申出人の口頭による意見陳述）

- 第7条 委員会は、法第433条第2項ただし書の規定により審査申出人に口頭で意見を述べる機会を与える場合には、あらかじめ、その日時及び場所を審査申出人に通知しなければならない。
- 2 書記は、前項の意見陳述について調書を作成しなければならない。
- 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

- (1) 事案の表示
 - (2) 意見の内容
 - (3) その他必要な事項
- (口頭審理)

第8条 口頭審理の指揮は、委員会が指定する審査長が行う。

- 2 委員会は、口頭審理を行う場合においては、その都度、口頭審理の日時及び場所を審査申出人及び市長に通知しなければならない。
- 3 委員会は、必要があると認める場合においては、関係者相互の対質を求めることができる。
- 4 委員会は、関係者に対し、その請求により口頭による証言にかえて口述書の提出を許すことができる。
- 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。
 - (1) 提出者の住所及び氏名
 - (2) 提出の年月日
 - (3) 証言すべき事項
- 6 委員会は、口頭審理を終了するに先だって、審査申出人に対して、意見を述べ、かつ、必要な資料を提出する機会を与えなければならない。
- 7 書記は、口頭審理について調書を作成しなければならない。
- 8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

- (1) 事案の表示
- (2) 審理の場所及び年月日
- (3) 出席した関係者の住所及び氏名
- (4) 審理の要領
- (5) その他必要な事項

(実地調査)

第9条 書記は、実地調査について調書を作成しなければならない。

- 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。
 - (1) 事案の表示
 - (2) 調査の場所及び年月日
 - (3) 調査の結果
 - (4) その他必要な事項
- (議事についての調書)

第10条 書記は、前3条に規定するものの外、委員会の議事について調書を作成しなければならない。

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1) 事案の表示

(2) 会議の場所及び年月日

(3) 会議の要領

(4) その他必要な事項

(決定書の作成)

第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

2 法第433条第12項の通知は、審査申出人に対しては前項の決定書の正本をもって、市長に対してはその副本をもって、これをしなければならない。

(審査の秩序維持)

第12条 委員会は、審査の進行を妨げる者に対し退席を求めることができる。

第5節 雜則

(関係者に対する費用の弁償)

第13条 法第433条第3項の規定によって関係者に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者（審査申出人を除く。）に対してみよし市職員の旅費に関する条例の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。

(固定資産評価審査委員会規程への委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、固定資産評価審査委員会規程で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○みよし市固定資産評価審査委員会規程

昭和26年10月31日

(趣旨)

第1条 この規程は、みよし市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年条例第20号）第14条の規定に基づき、固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）の審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 委員会の会議の招集は、委員長が会議の日時及び場所並びに会議に付すべき事件をあらかじめ委員会委員に通知して行う。

(審査長)

第3条 審査長は、合議体の庶務を総括し、合議体の行う審査及び議事の進行を図るものとする。

2 審査長に事故があるとき又は審査長が欠けたときは、審査長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(資料提出要求書)

第4条 委員会は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第433条第3項の規定により貸借対照表、その他審査に関し必要な資料の提出を求める場合は、次に掲げる事項を記載した資料提出要求書を当該資料を所持するものに送付するものとする。

(1) 資料の表示

(2) 資料を提出すべき日時及び場所

(関係者への通知)

第5条 委員会は、法第433条第7項の規定により関係者の出席及び証言を求めようとする場合は、当該関係者に対して次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 出席すべき日時及び場所

(2) 証言を求めようとする事項

2 前項の通知は、少くとも出席すべき日の2日前にこれを送達しなければならない。ただし、急速を要する場合においては、この限りでない。

第6条 委員会が作成する文書には、作成の年月日を記載した委員会の名称を記載し、その印章を押さなければならない。

2 委員長又は書記の作成する文書には、特別の定めがある場合を除く外、作成の年月日を記載して委員会の名称を表示し、当該文書を作成した委員長又は書記が署名押印しなければならない。

3 前2項の文書には、作成者が毎葉に契印しなければならない。

(文書の送達方法)

第7条 文書の送達は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により行うものとする。

(資料及び記録の保存及び閲覧)

第8条 委員会は、法第433条第3項の規定により提出させた資料並びに審査の議事及び決定に関する記録を5年間保存し関係者の閲覧に供するものとする。

(準用)

第9条 法令及びこの規程その他別に定めるもののほか、職員の任免、分限等及び服務並びに文書の取扱いその他の事務処理に関しては、みよし市長の事務組織の例による。

附 則

この規程は、固定資産評価審査委員会条例の公布の日から施行する。

○地方税法（抄）

昭和25年法律第226号

（固定資産税に関する用語の意義）

第341条 固定資産税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 固定資産 土地、家屋及び償却資産を総称する。
- (2) 土地 田、畠、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地をいう。
- (3) 家屋 住家、店舗、工場（発電所及び変電所を含む。）、倉庫その他の建物をいう。
- (4) 儻却資産 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）でその減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうちその取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいう。ただし、自動車税の種別割の課税客体である自動車並びに軽自動車税の種別割の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除くものとする。
- (5) 価格 適正な時価をいう。
- (6) 基準年度 昭和31年度及び昭和33年度並びに昭和33年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過したごとの年度をいう。
- (7) 第2年度 基準年度の翌年度をいう。
- (8) 第3年度 第2年度の翌年度（昭和33年度を除く。）をいう。
- (9) 固定資産課税台帳 土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳及び償却資産課税台帳を総称する。
- (10) 土地課税台帳 登記簿に登記されている土地について第381条第1項に規定する事項を登録した帳簿をいう。
- (11) 土地補充課税台帳 登記簿に登記されていない土地でこの法律の規定によつて固定資産税を課することができるものについて第381条第2項に規定する事項を登録した帳簿をいう。
- (12) 家屋課税台帳 登記簿に登記されている家屋（建物の区分所有等に関する法律第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下「区分所有に係る家屋」という。）の専有部分が登記簿に登記されている場合においては、当該区分所有に係る家屋とする。以下固定資産税について同様とする。）について第381条第3項に規定する事項を登録した帳簿をいう。
- (13) 家屋補充課税台帳 登記簿に登記されている家屋以外の家屋でこの法律の規定によつて固定資産税を課することができるものについて第381条第4項に規定する事項を登録した帳簿を

いう。

- (14) 債却資産課税台帳 債却資産について第381条第5項に規定する事項を登録した帳簿をいう。

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

- 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。
- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納稅義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。
- 4 市町村長は、固定資産評価審査委員会の委員が欠けた場合においては、遅滞なく、当該委員の補欠の委員を選任しなければならない。この場合において当該市町村の議会が閉会中であるときは、市町村長は、前項の規定にかかわらず、議会の同意を得ないで補欠委員を選任することができる。
- 5 市町村長は、補欠の委員を選任した場合においては、選任後最初の議会においてその選任について事後の承認を得なければならない。この場合において事後の承認を得ることができないときは、市町村長は、その委員を罷免しなければならない。
- 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の条例の定めるところによつて、委員会の会議への出席日数に応じ、手当を受けることができる。
- 8 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。
- 9 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

(固定資産評価審査委員会の委員の兼職禁止等)

第425条 固定資産評価審査委員会の委員は、次に掲げる職を兼ねることができない。

- (1) 国會議員及び地方団体の議会の議員
- (2) 地方団体の長

- (3) 農業委員会の委員
 - (4) 固定資産評価員
- 2 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村に対して請負をし、又は当該市町村において経費を負担する事業について当該市町村の長若しくは当該市町村の長の委任を受けた者に対して請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準すべき者、支配人及び清算人であることができない。

(合議体)

第428条 固定資産評価審査委員会は、委員のうちから固定資産評価審査委員会が指定する者3人をもつて構成する合議体で、審査の申出の事件を取り扱う。

- 2 前項の合議体を構成する者のうちから固定資産評価審査委員会が指定する者1人を審査長とする。
- 3 第1項の合議体は、当該合議体を構成する委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、及び議決をすることができない。
- 4 第1項の合議体の議事は、当該合議体を構成する委員の過半数をもつて決する。

(固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出)

第432条 固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格（第389条第1項、第417条第2項又は第743条第1項若しくは第2項の規定によって道府県知事又は総務大臣が決定し、又は修正し市町村長に通知したものと除く。）について不服がある場合においては、第411条第2項の規定による公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日まで若しくは第419条第3項の規定による公示の日から同日後3月を経過する日（第420条の更正に基づく納税通知書の交付を受けた者にあっては、当該納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日）までの間において、又は第417条第1項の通知を受けた日から3月以内に、文書をもつて、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる。ただし、当該固定資産のうち第411条第3項の規定によって土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとみなされる土地又は家屋の価格については、当該土地又は家屋について第349条第2項第1号に掲げる事情があるため同条同項ただし書、第3項ただし書又は第5項ただし書の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てる場合を除いては、審査の申出をすることができない。

- 2 行政不服審査法第10条から第12条まで、第15条、第18条第1項ただし書及び第3項、第19条第2項（第3号及び第5号を除く。）及び第4項並びに第23条の規定は、前項の審査の申出の手続について準用する。この場合において、同法第11条第2項中「第9条第1項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「地方税法第432条第1項の審査の申出を受けた固定資産評価審査委員会（以下「審査庁」という。）」と、同法第19条第2項中「次に掲げる事

項」とあるのは「次に掲げる事項その他条例で定める事項」と読み替えるものとする。

3 固定資産税の賦課についての審査請求においては、第1項の規定により審査を申し出ができる事項についての不服を当該固定資産税の賦課についての不服の理由とすることができない。

(固定資産評価審査委員会の審査の決定の手続)

第433条 固定資産評価審査委員会は、前条第一項の審査の申出を受けた場合においては、直ちにその必要と認める調査その他事実審査を行い、その申出を受けた日から30日以内に審査の決定をしなければならない。

2 不服の審理は、書面による。ただし、審査を申し出た者の求めがあつた場合には、固定資産評価審査委員会は、当該審査を申し出た者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

3 固定資産評価審査委員会は、審査のために必要がある場合においては、職権に基づいて、又は関係人の請求によつて審査を申し出た者及びその者の固定資産の評価に必要な資料を所持する者に対し、相当の期間を定めて、審査に関し必要な資料の提出を求めることができる。

4 固定資産評価審査委員会は、審査のために必要がある場合においては、固定資産評価員に対し、評価調書に関する事項についての説明を求めることができる。

5 審査を申し出た者は、市町村長に対し、当該申出に係る主張に理由があることを明らかにするために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる。ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 具体的又は個別的でない照会

(2) 既にした照会と重複する照会

(3) 意見を求める照会

(4) 回答するために不相当な費用又は時間を要する照会

(5) 当該審査を申し出た者以外の者が所有者である固定資産に関する事項についての照会

6 固定資産評価審査委員会は、審査のために必要がある場合においては、第2項の規定にかかわらず、審査を申し出た者及び市町村長の出席を求めて、公開による口頭審理を行うことができる。

7 前項の口頭審理を行う場合には、固定資産評価審査委員会は、固定資産評価員その他の関係者の出席及び証言を求めることができる。

8 第六項の口頭審理の指揮は、審査長が行う。

9 固定資産評価審査委員会は、当該市町村の条例の定めるところによつて、審査の議事及び決定に関する記録を作成しなければならない。

10 固定資産評価審査委員会は、前項の記録を保存し、その定めるところによつて、これを関係者の閲覧に供しなければならない。

11 行政不服審査法第24条、第27条、第29条第1項本文、第2項及び第5項、第30条第1項及び第3項、第32条、第34条から第37条まで、第38条（第6項を除く。）、第39条、第41条第1項及び

第2項、同条第3項（審理手続を終結した旨の通知に関する部分に限る。）、第44条、第45条第1項及び第2項、第50条第1項（審理員意見書並びに行政不服審査会等及び審議会等の答申書に関する部分を除く。）、第51条第1項から第3項まで並びに第53条の規定は、第1項の審査の決定について準用する。この場合において、これらの規定（同法第44条の規定を除く。）中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第24条第1項中「審査庁」とあるのは「地方税法第432条第1項の審査の申出を受けた固定資産評価審査委員会（以下「審査庁」という。）」と、「次節に規定する審理手続」とあるのは「同法第433条に規定する審査の決定の手続」と、同法第29条第1項本文中「審査庁から指名されたときは、直ちに」とあるのは「審査の申出がされたときは、第24条の規定により当該審査の申出を却下する場合を除き、速やかに」と、同法第37条第1項及び第3項中「第31条から前条までに定める審理手続」とあるのは「地方税法第433条に規定する審査の決定の手続」と、同法第38条第1項中「第29条第4項各号に掲げる書面又は第32条第1項若しくは第2項若しくは第33条の規定により提出された書類その他の物件」とあるのは「第32条第1項若しくは第2項の規定により提出された書類その他の物件又は地方税法第433条第3項の規定によって提出させた資料」と、「当該書面若しくは当該書類の写し」とあるのは「当該書類若しくは当該資料の写し」と、同条第4項及び第5項中「政令」とあるのは「条例」と、同法第411条第2項第1号ホ中「第33条前段 書類その他の物件」とあるのは「地方税法第433条第3項 資料」と、同項第2号中「口頭意見陳述」とあるのは「地方税法第433条第2項ただし書に規定する口頭で意見を述べる機会」と、同法第44条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第1項の規定による諮問を要しない場合（同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき）」とあるのは「審理手続を終結したとき」と、同法第53条中「第33条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件」とあるのは「地方税法第433条第3項の規定によって提出させた資料」と読み替えるものとする。

12 固定資産評価審査委員会は、第1項の規定による決定をした場合においては、その決定があつた日から10日以内に、これを審査を申し出た者及び市町村長に文書をもつて通知しなければならない。この場合において同項の期限までに決定がないときは、その審査の申出を却下する旨の決定があつたものとみなすことができる。

（争訟の方式）

第434条 固定資産税の納税者は、固定資産評価審査委員会の決定に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができる。

2 第432条第1項の規定により固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができる事項について不服がある固定資産税の納税者は、同項及び前項の規定によることによつてのみ争うことができる。

(抗告訴訟の取扱い)

第434条の2 固定資産評価審査委員会は、固定資産評価審査委員会の行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項において準用する場合を含む。）の規定による市町村を被告とする訴訟について、当該市町村を代表する。

(固定資産評価審査委員会の審査の決定に基づく価格等の修正)

第435条 市町村長は、第433条第12項の規定による通知を受けた場合において固定資産課税台帳に登録された価格等を修正する必要があるときは、その通知を受けた日から10日以内にその価格等を修正して登録し、その旨を当該納税者に通知しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定によつて価格等を修正した場合においては、固定資産税の賦課後であつても、その修正した価格等に基いて、既に決定した賦課額を更正しなければならない。

(固定資産評価審査委員会に関する条例又は規程事項)

第436条 この法律に規定するもののほか、固定資産評価審査委員会の審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。

2. 前項の条例で定めるべき事項は、当該条例の定めるところによつて、固定資産評価審査委員会の規程で定めることができる。

○行政不服審査法（抄）

平成26年法律第68号

（法人でない社団又は財団の審査請求）

第10条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名で審査請求をすることができる。

（総代）

第11条 多数人が共同して審査請求をしようとするときは、3人を超えない総代を互選することができる。

- 2 共同審査請求人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）は、総代の互選を命ずることができる。
- 3 総代は、各自、他の共同審査請求のために、審査請求の取下げを除き、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。
- 4 総代が選任されたときは、共同審査請求人は、総代を通じてのみ、前項の行為をすることができる。
- 5 共同審査請求人に対する行政庁の通知その他の行為は、2人以上の総代が選任されている場合においても、1人の総代に対してすれば足りる。
- 6 共同審査請求人は、必要があると認める場合には、総代を解任することができる。

（代理人による審査請求）

第12条 審査請求は、代理人によってすることができる。

- 2 前項の代理人は、各自、審査請求のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

（審理手続の承継）

第15条 審査請求人が死亡したときは、相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者は、審査請求人の地位を承継する。

- 2 審査請求人について合併又は分割（審査請求の目的である処分に係る権利を承継させるものに限る。）があったときは、合併後存続する法人その他の社団若しくは財団若しくは合併により設立された法人その他の社団若しくは財団又は分割により当該権利を承継した法人は、審査請求人の地位を承継する。
- 3 前2項の場合には、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は法人その他の社団若しくは財団は、書面でその旨を審査庁に届け出なければならない。この場合には、届出書には、死亡若しくは分割による権利の承継又は合併の事実を証する書面を添付しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間において、死亡者又は合併前の法人その他の社団若しくは財団若しくは分割をした法人に宛ててされた通知が審査

請求人の地位を承継した相続人その他の者又は合併後の法人その他の社団若しくは財団若しくは分割により審査請求人の地位を承継した法人に到達したときは、当該通知は、これらの者に対する通知としての効力を有する。

- 5 第1項の場合において、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者が2人以上あるときは、その1人に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。
- 6 審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、審査庁の許可を得て、審査請求人の地位を承継することができる。

(審査請求期間)

第18条 処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があつたことを知った日の翌日から起算して1月）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 処分についての審査請求は、処分（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定）があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 3 次条に規定する審査請求書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で提出した場合における前2項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

(審査請求書の補正)

第23条 審査請求書が第19条の規定に違反する場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。

(審査請求の取下げ)

第27条 審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。

- 2 審査請求の取下げは、書面でしなければならない。

(弁明書の提出)

第29条 審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならない。ただし、処分庁等が審査庁である場合には、この限りでない。

- 2 審理員は、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求めるものとする。
- 3 処分庁等は、前項の弁明書に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。
 - (1) 処分についての審査請求に対する弁明書 処分の内容及び理由

(2) 不作為についての審査請求に対する弁明書 処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由

4 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、前項第1号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

(1) 行政手続法（平成5年法律第88号）第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書

(2) 行政手続法第29条第1項に規定する弁明書

5 審理員は、処分庁等から弁明書の提出があったときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

（反論書等の提出）

第30条 審査請求人は、前条第五項の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 参加人は、審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（第40条及び第42条第1項を除き、以下「意見書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、意見書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

3 審理員は、審査請求人から反論書の提出があったときはこれを参加人及び処分庁等に、参加人から意見書の提出があったときはこれを審査請求人及び処分庁等に、それぞれ送付しなければならない。

（証拠書類等の提出）

第32条 審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

2 処分庁等は、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。

3 前2項の場合において、審理員が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（参考人の陳述及び鑑定の要求）

第34条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適當と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。

（検証）

第35条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

2 審理員は、審査請求人又は参加人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を当該申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

(審理関係人への質問)

第36条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができる。

(審理手続の併合又は分離)

第39条 審理員は、必要があると認める場合には、数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離することができる。

(処分についての審査請求の却下又は棄却)

第45条 処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2. 処分についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。
3. 審査請求に係る処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、処分を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却することができる。この場合には、審査庁は、裁決の主文で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

(裁決の方式)

第50条 裁決は、次に掲げる事項を記載し、審査庁が記名押印した裁決書によりしなければならない。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審理関係人の主張の要旨
- (4) 理由（第1号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）
2. 第43条第1項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合には、前項の裁決書には、審理員意見書を添付しなければならない。
3. 審査庁は、再審査請求をすることができる裁決をする場合には、裁決書に再審査請求をすることができる旨並びに再審査請求をすべき行政庁及び再審査請求期間（第62条に規定する期間をいう。）を記載して、これらを教示しなければならない。

(裁決の効力発生)

第51条 裁決は、審査請求人（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第46条第1項及び第47条の規定による裁決にあっては、審査請求人及び処分の相手方）に送達された時に、その効力を生ずる。

- 2 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによってする。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れない場合その他裁決書の謄本を送付することができない場合には、公示の方法によってすることができる。
- 3 公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査庁の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも1回掲載してするものとする。この場合において、その掲示を始めた日の翌日から起算して2週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があつたものとみなす。
- 4 審査庁は、裁決書の謄本を参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に送付しなければならない。

（証拠書類等の返還）

第53条 審査庁は、裁決をしたときは、速やかに、第32条第1項又は第2項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件及び第33条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

